

ふるさと創生基金事業について

(1) 趣旨

ふるさと創生基金事業は、合併特例債等の活用により地域振興のための事業や合併による市の一体感を醸成する新規のソフト事業を行うものです。

それにより、市民と行政が協働し、連携して事業を実施し、その中で行政主体から地域住民主体への転換を図り、市民活動や地域活動を地域住民自ら考え、具体化し、実践していきます。

(2) 対象事業

各支所が行う地域単位の地域振興のために企画する新規ソフト事業

以前より行われている地域イベント等の拡充事業

原則として、単年度事業です。なお、継続事業の場合、継続の必要性などについて地域振興戦略部と協議することになります。

建物や構造物の建設、備品購入については対象外となります。ただし、材料を購入して地域住民の直営による遊歩道や看板作成などについては認めています。

対象となる事業(例)

地域の行事の展開
伝統文化の伝承等に関する事業の実施
民間団体への助成
コミュニティ活動・自治会活動への助成、
商店街活性化対策

(3) 事業の検討方法

次のどちらかの方法で行います。与板地域では の方式を採用しています。

実行委員会方式

支所で設置したふるさと創生事業実行委員会で事業を企画・立案し、地域委員会の審査を経て決定します。

地域委員会方式

地域委員会での地域振興の事業について意見を参考に、ふるさと創生事業実行委員会で事業を企画・立案し、地域委員会の審査を経て決定します。

(4) 過去の実施事業

平成18年度 伝統文化保存事業、中川清兵衛ビールフェスタ拡充事業

平成19年度 花と緑と絵画の散策ロード(楽山苑ライトアップ拡充事業)、
昆虫の森プロジェクト、中川清兵衛ビールフェスタ拡充事業

平成20年度 与板天地人行列拡充事業、昆虫の森プロジェクト

平成21年度 与板天地人行列拡充事業

町内看板設置事業及び環境美化運動に向けたワークショップ事業

平成22年度 町内案内看板作成事業